

# 厚生委員会陳情説明資料

令和4年6月29日

件名	頁
1 元受理番号3 命を守る熱中症対策の強化を求める陳情	2
2 元受理番号15 医療的ケア児や重症心身障害児とその家族に対する日常生活支援サービスの向上を求める陳情	6
3 2受理番号2 ケアプランの有料化は行わないことを国に求める意見書の提出を求める陳情	10
4 3受理番号12 介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と介護従事者の待遇改善を求める陳情	12

(福祉部)

エアコン購入費補助金件名	<b>元受理番号 3</b> <b>命を守る熱中症対策の強化を求める陳情</b>
所属部課	福祉部福祉管理課、足立福祉事務所生活保護指導課、環境部環境政策課
陳情の要旨	1 エアコンが設置されていない65歳以上の一人暮らし、高齢者世帯、身体障がい者、生活保護世帯、就学前の子どもがいる家族に購入設置費用の助成をしてください。 2 エアコンが設置されていても耐用年数を超え、故障して動かない等、買い替えが必要な場合、購入設置費用を助成してください。 3 高齢者、障がい者、低所得者にエアコンの電気代の補助をする夏季手当の支給をしてください。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p><b>1 熱中症の患者数について</b></p> <p>平成30年から令和3年の熱中症による救急搬送者及び23区の熱中症死亡者数については別紙1のとおり。</p> <p>足立区の令和3年度の熱中症死亡者数は、令和2年度比で△16人と大きく減少している。減少傾向は全国で見ても同様で、環境省は、「令和3年の熱中症による死亡者数は701人(概数)であり、1,000人以下となった。要因の一つとして、8月中旬は西日本から北日本の広い範囲で曇りや雨の日が多く気温が低かったことも考えられる」としている(環境省「熱中症対策行動計画 令和4年4月13日熱中症対策推進会議決定」より)。</p> <p><b>2 足立区の実施</b></p> <p>エアコン購入・設置に伴う費用について、以下のとおり、補助および貸付等を実施した。</p> <p>(1) 高齢者のみの世帯</p> <p>ア エアコン購入費補助</p> <p>令和3年度から「気候変動適応対策エアコン購入費補助金」制度を開始し、令和4年度も継続実施(環境部で実施)</p> <p>(ア) 対象者(次のすべてにあてはまる方)</p> <p>令和4年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>区内在住の65歳以上のみの世帯の方又は、65歳以上の方と障がい者のみで構成される世帯の方</u></li> <li>・ <u>住宅内にエアコンが1台もない方、または冷房機能が使用できるエアコンが1台もない方</u></li> <li>・ <u>世帯全員が都区民税非課税世帯である世帯</u></li> </ul> <p>(イ) 補助内容</p> <p>エアコン購入・設置にかかった費用(販売店の延長保証料は除く)</p> <p>(ウ) 補助上限額</p> <p>70,000円(1世帯1台限り)</p>

(エ) 申請方法および手順

- ・ 申請者申出により、調査員が自宅訪問、エアコン未設置を確認
- ・ 申請者がエアコンを購入・設置
- ・ 申請者が申請書類を区へ提出、区から補助決定を通知
- ・ 区が指定口座へ補助金を振り込み

(オ) 受付期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日

※ 令和4年度の当初想定件数は240件

(カ) 支給実績

令和3年度

	合計	内訳 (一般世帯)	内訳(生活 保護世帯)
支給実績件数	464件	202件	262件
支給金額	31,894,000円	13,900,000円	17,994,000円

(2) 高齢者以外の世帯

応急小口資金貸付制度について、エアコン等購入費として利用しやすい制度とするため、令和元年8月から一部改正した。

ア 応急小口資金の貸付内容

(ア) 貸付額

15万円まで(無利子)

(イ) 貸付審査

貸付条件・収入状況及び提出書類などの審査が必要

(ウ) 返済方法等

返済は貸付日の翌々月から20か月以内の分割返済

(エ) 連帯保証人(改正)

令和元年8月20日から、貸付金額10万円以下のエアコン等購入費の貸付については、連帯保証人の要件を除く内容に改正した。

(3) 生活保護世帯

ア 平成30年4月から、生活保護開始時や転居時に福祉事務所が必要と判断した場合は、一時扶助の家具什器費としての購入費(上限58,000円)と設置費を認めている。

なお、生活保護法で、夏季手当の制度は整備されていないが、夏季加算の新設を実施要領の改正意見として都に提出した。

イ 環境部が実施している(1)ア「気候変動適応対策エアコン購入費補助金」制度について、令和4年度以降も引き続き担当のケースワーカーが事業説明、未設置状況の確認、補助金申請等の手続きのサポートを行い、設置へとつなげている。

ウ 上記のア、イに該当しない受給者に対しては生活扶助費から捻出するまたは臨時給付金を活用する等、助言している。

問題点等

エアコンが必要な時期までに、一人でも多くの方が設置できるよう、適切な周知を行いながら進める必要がある。

## 1 熱中症による救急搬送人員数(5月から9月)

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	95,137	71,317	64,869	<u>47,877</u>
東京都	7,843	6,046	5,838	<u>3,446</u>

※総務省消防庁のホームページより引用。  
令和2年のみ6月から9月の人員数。

## 2 区別熱中症死亡者数(5月から9月)【速報値】

(人)

特別区	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
千代田	1	1	0	<u>0</u>
中央	3	0	0	<u>1</u>
港	0	2	3	<u>1</u>
新宿	7	4	6	<u>0</u>
文京	5	3	6	<u>1</u>
台東	2	4	6	<u>1</u>
墨田	3	2	8	<u>2</u>
江東	5	6	8	<u>1</u>
品川	2	4	7	<u>3</u>
目黒	2	1	4	<u>0</u>
大田	7	10	21	<u>2</u>
世田谷	5	5	15	<u>3</u>
渋谷	1	2	2	<u>1</u>
中野	6	4	5	<u>1</u>
杉並	6	5	10	<u>1</u>
豊島	7	4	13	<u>3</u>
北	9	10	6	<u>2</u>
荒川	3	3	5	<u>1</u>
板橋	9	6	14	<u>2</u>
練馬	6	1	16	<u>5</u>
<b>足立</b>	<b>15</b>	<b>9</b>	<b>17</b>	<b><u>1</u></b>
葛飾	12	9	19	<u>4</u>
江戸川	8	8	8	<u>3</u>
計	124	103	199	<u>39</u>

件名	<b>元受理番号 15</b> <b>医療的ケア児や重症心身障害児とその家族に対する日常生活支援サービスの向上を求める陳情</b>
所属部課	福祉部障がい福祉課
陳情の要旨	<p>制度の狭間にいる動ける医療的ケア児について、クオリティ・オブ・ライフを維持するため、以下の制度創設・改善等を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 重症心身障害児だけでなく知的に障がない、動ける医療的ケア児をデイサービスでも受け入れられるように制度改正を要望します。</li> <li>2 レスパイト、ショートステイのできる施設を増やすか、在宅レスパイト時間を増やしてください。</li> <li>3 医療的ケア児、重症心身障害児に特化した専門の窓口をつくってください。</li> <li>4 日常生活用具の給付申請を身体障害者手帳がなくても医師の意見書で申請できたり、購入後でも申請できるような制度の改善を、区から都や国に要望してください。</li> <li>5 特別児童扶養手当受給者に対する水道料金の減免措置のように、呼吸器機能障害1級の身体障害者手帳を持っている方又は難病患者で呼吸器機能に障害のある方のうち、在宅で常時人工呼吸器を装着している方を対象に電気料金補助制度の創設を要望します。</li> <li>6 災害時に必ず必要な自家用発電装置やバッテリーを呼吸器機能障害1級の身体障害者手帳を持っている方又は難病患者で呼吸器機能に障害のある方のうち、在宅で常時人工呼吸器を装着している方を対象に日常生活用具の給付対象に加えるか購入費補助制度を創設してください。</li> </ol>
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p><b>1 医療的ケア児・重症心身障がい児とは</b></p> <p>(1) 医療的ケア児とは、医療技術の進歩等を背景に、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童のこと。</p> <p>(2) 重症心身障がい児とは、重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児のこと。</p> <p><b>2 医療的ケア児に対する国の指針</b></p> <p><u>医療的ケア児を育てる家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健全な成長を図るとともに、家族の離職を防止する目的で、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が可決、同年9月に施行された。医療的ケア児を法律上で明確に定義し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うこと、保育園や学校の設置者等に支援措置の責務があることが明文化された。</u></p> <p><b>3 医療的ケア児に関する東京都の取り組み</b></p> <p>(1) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行をうけ、都道府県が設置主体となっている医療的ケア児支援センターについて、令和4年度中に都内2カ所に開設を予定している。</p>

(2) 都が設置する医療的ケア児支援センターと、区市町村の機能分担はまだ明確になっておらず、検討課題となっている。

#### 4 足立区における医療的ケア児の状況把握

令和3年度に実施した区内医療的ケア児の実態調査により、20歳未満で医療的ケアを必要とする91名の状況を把握した。

○年齢別人数と医療的ケアの状況 (令和3年4月1日の状況)

0歳～5歳	40人	吸引	59人
6歳～11歳	29人	経管（経鼻・胃ろう）	54人
12歳～14歳	6人	人工呼吸器管理	47人
15歳～17歳	9人	酸素吸入	35人
18歳以上	7人	気管内挿管・気管切開	34人

(医療的ケアの状況は重複あり)

\* 乳児16人、保育園等9人、小学校7人、中学校2人、高校1人、児童発達支援15人、特別支援学校34人、通所施設7人

#### 5 足立区医療的ケア児ネットワーク協議会について

医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者間の連絡調整、情報交換を図ることを目的として、令和元年度に医療的ケア児ネットワーク協議会を設置した。学識経験者や医療・教育等関係の外部委員15名と区内委員12名で構成され、令和3年度までに計6回開催した。協議内容は以下のとおり。

(1) 医療的ケア児への支援に関し、地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図った。大規模水害時の避難や対策など、当事者・関係者の意見を聴取し、区の施策につなげてきた。

(2) 医療的ケア児の相談は、必要な情報にHPから容易にアクセスでき、オンラインで相談できる方がよいという意見が多かった。

(3) 保育園で医療的ケア児の受入れが始まり、学校での受入れが次の課題となっているため、別に作業部会を設け検討している。

#### 6 医療的ケア児（者）が利用する主な障害福祉サービス

児童発達支援	就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練を行う
放課後等デイサービス	就学している障がい児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う
生活介護	常時介護を要する障がい者に、主として昼間に、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行う
短期入所	介護を行う者の疾病等その他の理由により、障害者支援施設等に短期間入所させ、入浴、排せつまたは食事の介護等を行う
在宅レスパイト	重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児の自宅に訪問看護師が出向き、一定時間ケアを代替する

## 7 陳情の要旨に係る現状

(1) 医療的ケア児がデイサービスで受入れられるための制度改正について

- ・ 制度上、放課後等デイサービスでの受入れは可能である。
- ・ 重症心身障がい児を受け入れた際、東京都が指定した児童発達支援事業所には運営費補助があるが、放課後等デイサービスは対象になっていない。
- ・ 令和3年4月の報酬改定で、看護師の配置等を要件に医療的ケア児を支援した場合の報酬が設定された。

(2) 短期入所施設等の増、在宅レスパイトの時間増について

- ・ 短期入所については、都立施設・病院を中心に医療型短期入所事業所として医療的ケア児を受け入れている。
- ・ 在宅レスパイト事業は東京都の補助事業であり、以下の都基準に基づき実施している。

利用時間	年間96時間
利用単位	1回2～4時間の範囲で30分単位

(3) 医療的ケア児、重症心身障がい児に係る窓口の現状について

重症心身障がい児施設の入所・通所	東京都児童相談所
身体障害者手帳・愛の手帳を所持する児童の児童発達支援や短期入所	障がい福祉課 各援護係
在宅重症心身障がい児（者）訪問事業、特定疾病（難病）の医療費助成	各保健センター
医療的ケア児の保育に関する相談	こども支援センター げんき

(4) 手帳未所持者に対する日常生活用具給付申請や事後申請について

- ・ 障害者手帳の等級および障がいの状況により、日常生活用具の給付を受けることができる。
- ・ 障害者総合支援法は、その対象者となる障がい者を、障害者手帳所持者と定義している（児童は児童福祉法で規定）。
- ・ 身体障害者手帳の取得が困難な難病患者は、診断書によりサービス対象とすることができる。

(5) 常時人工呼吸器装着者への電気料金補助制度の創設について

重症心身障がい児およびその世帯が利用できる主な公共料金等の減免は以下のとおり。

- ア 上下水道料金の免除：特別児童扶養手当を受けている世帯
- イ 区立体育館、プール使用料の免除：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者1名
- ウ 都立文化施設、公園等の入園料免除：上記障害者手帳所持者と介護者
- エ 電力会社による電気料金の補助：電力会社による減免制度はない。23区で電気料金の補助をしている区はない。



(6) 災害時の自家用発電装置等の給付又は購入費補助制度の創設について

足立区では令和2年10月1日より、日常生活用具給付の種目に以下を追加した。

ア 種目

種 目	給付上限額	令和3年度実績
正弦波インバーター発電機	120,000円	2件(1)
ポータブル電源(蓄電池)	80,000円	32件(30)
シガーソケット用インバーター	40,000円	0件(0)

※ 上記3種目のうち1種目を選択、耐用年数はいずれも5年

※ ( ) 内は令和2年度実績数

イ 対象者

(ア) 身体障がい者(児)で、呼吸器機能障がいの程度が3級以上の方、または医師の意見書等により同程度の身体障がい者(児)と認められる方

(イ) 難病患者、または医療的ケア児等で、呼吸器機能に障がいがあり、医師の意見書等により、給付が必要と認められる方

件名	<b>2 受理番号 2</b> <b>ケアプランの有料化は行わないことを国に求める意見書の提出を求める陳情</b>
所属部課	福祉部高齢者施策推進室介護保険課
陳情の要旨	ケアプランの有料化は行わないことを国に求める意見書の提出をしてください。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>国は、令和元年12月27日開催の第89回社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」を受け、第8期のケアプラン有料化は実施せず、引き続き検討することとした。</p> <p><u>なお、令和4年3月24日開催の第92回社会保障審議会介護保険部会において、第9期介護保険制度の改正に向けた議論が始まったところである。</u></p> <p><b>1 ケアプランについて</b></p> <p>ケアプランとは、「ケアマネジャーがケアマネジメントの一環として作成する、介護サービス等の提供についての計画」のことであり、居宅介護（介護予防）サービス計画ともいう。</p> <p>要介護者等は、1～3割の自己負担を払うことで、ケアプランに基づく居宅サービス等の提供を受けることができる。</p> <p>ケアマネジャーが、月1回、現在提供されているサービスが適切かを確認するモニタリングを行っている。</p> <p><b>2 厚生労働省社会保障審議会介護保険部会における議論内容</b></p> <p>(1) ケアプランの相談・作成費用は、要介護者等が積極的にサービスを利用できるよう、制度創設時から利用者の自己負担はなしとされている。</p> <p>(2) 平成22年には、ケアプランの相談・作成費用の利用者負担について言及され、賛否両論の議論がなされている。</p> <p>(3) 令和元年12月27日開催の第89回社会保障審議会介護保険部会における「介護保険制度の見直しに関する意見」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「ケアマネジメントに関する給付の在り方については、利用者やケアマネジメントに与える影響を踏まえながら、自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現や他のサービスとの均衡等幅広い観点から引き続き検討を行うことが適当である。」</p> </div> <p>なお、賛否両論あった意見は次のとおり。</p> <p>ア 見直しに慎重な立場からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有料だからとサービス利用をやめてしまう人が出ないように、今後も10割給付を維持していくべき。</li> <li>・ 入口での利用控えが危惧される。</li> <li>・ 介護保険制度においてはケアマネジメントにより自立支援の調</li> </ul>

整が図られてきており、今後単身世帯の増加や年金水準の低下も懸念される中では、相談支援でインフォーマルサービスにつなげることも必要となる。ケアマネジャーは保険者の代理人、市町村の代わりを担う立場とも言え、利用者負担を求めることになじむのか疑問。現行給付を維持することが適当。

- ・ 利用者や家族の言いなりにならないか、セルフケアプランが増加し自立につながらないケアプランとならないかなどの課題を踏まえた上で、質の高いケアマネジメントの実現等の観点から慎重に検討すべき。今が適切な時期か否か冷静に見極める必要がある。また、障害者総合支援法における計画相談支援との整合性に鑑み、利用者負担の導入は慎重に検討すべき。

イ 見直しに積極的な立場からの意見

- ・ 社会保険料の負担増により中小企業や現役世代の負担は限界に達しており、制度の持続可能性を確保するため、見直しを確実に実施すべき。見直しを行わない場合には、その要因と対応策を検討するなど、見直しに向けた道筋を示すべき。
- ・ 能力のある人には負担していただくことも重要であり、見直しが必要。ケアマネジャーの処遇改善を図るのであれば財源を確保するために利用者負担を導入すべき。
- ・ 介護保険制度創設から約20年が経ち、サービス利用も定着する中、他のサービスでは利用者負担があることを踏まえ見直すべき。
- ・ 現役世代の理解、利用者本位のケアプラン作成、質の高いケアマネジメントの観点から、利用機会の確保の点には留意しつつ、見直しを実施すべき。

**3 ケアプランの相談・作成費用に関する足立区の現状**

令和2年度実績	金額	3, 205, 191千円
	件数	218, 725件
	(平均金額)	14, 654円)

**【参考】 居宅介護支援費（月額）**

要介護度	単位	単価（円）	月額（円）
要支援1、2	438	11.4	4,993
要介護1、2	1,076		12,266
要介護3～5	1,398		15,937

※新規でケアプランを作成する際は、初回加算（300単位）も算定

件名	<b>3 受理番号 12</b> <b>介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と介護従事者の待遇改善を求める陳情</b>																																													
所属部課	福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課、介護保険課																																													
陳情の要旨	<p>1 足立区の単独事業として、住民税非課税者に月2,000円、その他の人に月1,000円の「介護保険料負担軽減給付金」支給制度の創設を求めます。</p> <p>2 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修などの資格取得・講習参加にあたり、受講中の賃金を足立区が保障する制度を実現してください。</p> <p>3 足立区内の介護事業者が介護職員の確保・増員をはかれるよう、給与の上乗せ策を含め待遇改善のための取り組みを行うことを求めます。</p>																																													
陳情者等	請願文書表のとおり																																													
内容及び経過	<p><b>1 「介護保険料負担軽減」策</b></p> <p>(1) 介護保険料基準額及び介護給付費  介護保険制度は、基本的に公費（国・都・区）50%と保険料50%で成り立っている。  介護保険料は、3年間の計画期間における被保険者数や、介護給付費等の見込等を基に算定している。  《介護保険料基準額及び介護給付費の推移》</p> <table border="1" data-bbox="344 1055 1445 1644"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>期間</th> <th>保険料基準額 (月額)</th> <th>介護給付費 (各期最終年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>H12年度～ H14年度</td> <td>3,217円</td> <td>19,814,281千円</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>～H17年度</td> <td>3,217円</td> <td>26,615,885千円</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>～H20年度</td> <td>4,380円</td> <td>29,428,137千円</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>～H23年度</td> <td>4,380円</td> <td>36,506,674千円</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>～H26年度</td> <td>5,570円</td> <td>44,527,403千円</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>～H29年度</td> <td>6,180円</td> <td>49,332,802千円 (50,614,994千円)</td> </tr> <tr> <td>第7期</td> <td>～R 2年度</td> <td>6,580円</td> <td>54,839,199千円 (56,122,720千円)</td> </tr> <tr> <td>第8期</td> <td>～R 5年度</td> <td>6,760円</td> <td>66,595,143千円【推計】 (68,770,731千円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 介護給付費の（ ）内は総合事業費を含めた額</p> <p>(2) 介護保険料の上昇抑制及び軽減策</p> <p>ア 段階区分の多段階化  第8期の所得段階を多段階化するとともに、最高段階の保険料率を引き上げることで、介護保険料基準額の上昇を抑制した。</p> <table border="1" data-bbox="440 1883 1406 2063"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>第7期</th> <th>第8期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得段階</td> <td>14段階</td> <td>17段階</td> </tr> <tr> <td>最高段階の 保険料率</td> <td>基準額の2.7倍</td> <td>基準額の4.5倍</td> </tr> </tbody> </table>	期	期間	保険料基準額 (月額)	介護給付費 (各期最終年度末)	第1期	H12年度～ H14年度	3,217円	19,814,281千円	第2期	～H17年度	3,217円	26,615,885千円	第3期	～H20年度	4,380円	29,428,137千円	第4期	～H23年度	4,380円	36,506,674千円	第5期	～H26年度	5,570円	44,527,403千円	第6期	～H29年度	6,180円	49,332,802千円 (50,614,994千円)	第7期	～R 2年度	6,580円	54,839,199千円 (56,122,720千円)	第8期	～R 5年度	6,760円	66,595,143千円【推計】 (68,770,731千円)	項目	第7期	第8期	所得段階	14段階	17段階	最高段階の 保険料率	基準額の2.7倍	基準額の4.5倍
期	期間	保険料基準額 (月額)	介護給付費 (各期最終年度末)																																											
第1期	H12年度～ H14年度	3,217円	19,814,281千円																																											
第2期	～H17年度	3,217円	26,615,885千円																																											
第3期	～H20年度	4,380円	29,428,137千円																																											
第4期	～H23年度	4,380円	36,506,674千円																																											
第5期	～H26年度	5,570円	44,527,403千円																																											
第6期	～H29年度	6,180円	49,332,802千円 (50,614,994千円)																																											
第7期	～R 2年度	6,580円	54,839,199千円 (56,122,720千円)																																											
第8期	～R 5年度	6,760円	66,595,143千円【推計】 (68,770,731千円)																																											
項目	第7期	第8期																																												
所得段階	14段階	17段階																																												
最高段階の 保険料率	基準額の2.7倍	基準額の4.5倍																																												

イ 生活困難者対策

区独自の取り組みとして、第3・第2段階の被保険者は、所得や預貯金などの状況に応じて、介護保険料を軽減している。

区分	基準
第3段階 B階層	単身世帯の場合 収入が150万円以下、預貯金が350万円以下
第3段階 C階層	単身世帯の場合 収入・預貯金が共に80万円以下
第2段階 B階層	単身世帯の場合 収入が150万円以下、預貯金が350万円以下

ウ 公費投入による低所得者への軽減（平成27年度から）

低所得の高齢者には、公費を投入し介護保険料を軽減している。

第1段階	0.5 ⇒ 0.45
------	------------

※ 数値は、保険料基準額（第5段階）を1としたときの割合

エ 介護保険料の軽減制度の対象範囲拡大

社会保障・税一体改革による社会保障の充実を目的とした消費税率引き上げに伴い、第1から第3段階までの被保険者に公費を投入し、令和元年度以降、段階的に軽減の強化を図っている。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度以降
第3段階	0.75	0.725	0.7
第2段階	0.65	0.575	0.5
第1段階	0.45	0.375	0.3

※ 数値は、保険料基準額（第5段階）を1としたときの割合

オ 東日本大震災に係る介護保険料の減免

東日本大震災により被災し、区内に避難している被保険者が、一定の要件に該当した場合に、介護保険料の減免対象としている。

	令和2年度	令和3年度
減免人数	13人	13人
減免金額	890千円	708千円

カ 新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が、前年に比べ3割以上の減少など、一定の要件に該当した場合に、介護保険料の減免対象としている。

	令和2年度	令和3年度
減免件数	983件	366件
減免金額	80,889千円	25,740千円

※ 23区で、「介護保険料負担軽減給付金」の支給を行っている区はない。

## 2 介護職員研修の受講費用の助成

介護従事者の資格取得等を支援する介護事業者に対して必要経費を助成することにより、区内の介護従事者の人材確保・定着を図ることを目的に実施している。

項目	助成額上限	令和2年度	令和3年度
初任者研修（人）	7万円	40人	<u>73人</u>
実務者研修（人）	10万円	54人	<u>59人</u>

また、研修受講中の介護職員への賃金保障については、法人及び会社が各就業規則などにより判断している。

## 3 介護職員の待遇改善策

### (1) 処遇改善加算

介護職員の資質向上やキャリアアップの形成を行う労働環境を整備している事業者を対象とした介護職員の賃金改善のための加算

加算区分 (介護職員1人あたり)	令和元年度 実績事業所数	令和2年度 実績事業所数	加算算定要件
加算Ⅰ 月額 37,000円相当	429	<u>462</u>	・キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び職場環境等要件を満たす。
加算Ⅱ 月額 27,000円相当	19	<u>21</u>	・キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ及び職場環境等要件を満たす。
加算Ⅲ 月額 15,000円相当	19	<u>18</u>	・キャリアパス要件ⅠまたはⅡ及び職場環境等要件を満たす。
加算Ⅳ 月額 13,500円相当	1	<u>0</u>	・キャリアパス要件ⅠまたはⅡまたは職場環境等要件を満たす。
加算Ⅴ 月額 12,000円相当	0	<u>0</u>	・キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない。
合計	468	<u>501</u>	

※ キャリアパス要件

Ⅰ…職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること。

Ⅱ…資質向上要件のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること。

Ⅲ…経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること。

※ 加算Ⅳ・Ⅴについては、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ令和3年度末で廃止となった。

(2) 特定処遇改善加算

介護職員の確保及び定着のため、処遇改善加算を算定している事業者を対象とした、経験及び技能のある介護職員の賃金改善を図るための加算

加算区分	令和元年度 実績事業所数	令和2年度 実績事業所数	加算算定要件
加算Ⅰ	74	85	・介護福祉士の配置等要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす。
加算Ⅱ	185	244	・処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす。
合計	259	329	

※ 勤続年数10年以上の介護福祉士に対して月額8万円の賃金改善等を行うため事業者を支給

(3) 介護職員処遇改善支援補助金

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置として実施。

ア 対象期間 令和4年2月から9月まで

イ 申請先 東京都

※ 令和4年10月以降は、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を創設し実施する。

(4) 介護職員宿舍借り上げ支援事業

区は、介護職員の宿舍借り上げを支援することにより、働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保・定着を図っている。

東京都福祉保健財団においても同様の事業を行っており、令和4年度からは、対象をこれまでの福祉避難所の指定を受けている施設等に加え、地域密着型サービスを除く、訪問系、通所系サービス事業所等を対象として実施予定である。

そのため、区では都の支援対象となっていない、地域密着型サービス事業所を対象として事業を実施予定である。

なお、申請受付は都、区ともに11月開始予定である。

《助成実績》

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
足立区	2施設 3戸	0施設 0戸	0施設 0戸
東京都	12施設 35戸	15施設 62戸	17施設 79戸

※ 都は令和2年度に1施設あたりの補助戸数を最大4戸から最大20戸に拡充した。